

神戸市立図書館郵送貸出要綱

令和2年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市立図書館条例施行規則（令和2年4月規則第91号）（以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、身体の障害その他の理由により規則第2条に規定する市立図書館を訪れることのできない者に対する資料の郵送による館外貸出（以下「郵送貸出」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 郵送貸出を利用することができる者は、規則第4条に定める者で、次の各号の一に該当し、かつ市立図書館を訪れることが著しく困難な者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者
- (2) 難病特定疾患患者
- (3) 長期間臥床し、常に介護を要する者
- (4) 前各号に規定する者のほか中央図書館長が特に必要と認める者

(利用手続き)

第3条 郵送貸出は郵送貸出利用者名簿に登録された者に対して行う。

2 郵送貸出利用者名簿への登録及び郵送貸出の手続き等については、中央図書館長が別に定める。

(利用資料の制限)

第4条 郵送貸出によって利用できる資料の種類及び冊数並びに期間は次のとおりとする。

図書及び雑誌 計4冊まで 1月以内

2 前項の規定にかかわらず、中央図書館長が特に必要と認めるときは、冊数及び期間について増減又は伸縮することができる。

(郵送料の負担)

第5条 郵送貸出に要する郵送料は市立図書館が負担する。

(施行の目的)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、文化スポーツ局長の承認を得て中央図書館長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。